

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 12 日現在

機関番号：34526

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780499

研究課題名(和文) アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の形成と展開に関する研究

研究課題名(英文) A study on the formation and the change of Intergovernmental Relationship at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S.A

研究代表者

吉田 武大 (Yoshida, Takehiro)

関西国際大学・教育学部・准教授

研究者番号：70512846

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、プログラム援助を実施するアメリカ連邦政府の一組織である中等後教育改善基金(以下、FIPSE)と州政府との関係において、FIPSEがどのような役割を果たしていたのか、その意義と限界を明らかにすることを目的としている。研究の結果、FIPSEと州政府の関係がどのような経緯のもと、1972年教育改正法において規定化されたのかということ、また、規定化された後に、FIPSEと州政府の関係がどのように変容し、1992年改正高等教育法において消滅したのかを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to analyze the formation and the change of intergovernmental relationship at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the U.S.A.

The obtained results are as follows; (1)The role of section 1202 state commission was defined as planning statewide postsecondary education system, and administering federal program under section 1203 or Title X of Education Amendments of 1972. (2)The intergovernmental relationship between FIPSE and the section 1202 state commission worked legally and practically after the enactment of the Education Amendment of 1972. (3)The provision of the intergovernmental relationship between FIPSE and the 1202 state commission was not modified fundamentally in the Education Amendments of 1980. (4)The provision of the intergovernmental relationship between FIPSE and the 1202 state commission was repealed by the establishment of the Higher Education Amendments of 1992.

研究分野：教育制度学

キーワード：教育学 教育行財政 アメリカ連邦政府 中等後教育改善基金 政府間関係

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、アメリカ連邦政府の教育財政援助における次のような動向を背景として構想されている。

### (1)個人援助

アメリカ連邦政府は国家的な必要性に応じて、州の専権事項とされる教育に財政援助という形式で適宜関与してきた。この点、高等教育も例外ではない。そのなかで主要な位置を占めるのが、奨学事業など学生個人を対象とした財政援助、つまり個人援助である。個人援助をめぐっては、教育機関への財政援助である機関援助のうち、全ての大学等に対する機関援助が1972年教育改正法の制定過程において否決されて以降、アメリカ連邦政府はより力を入れるようになっていく。近年では、財政援助の約8割を個人援助が占めるまでに至っている。

このようなアメリカ連邦政府の関与の動向に応じて、ほとんどの先行研究は、「機関援助対個人援助」という枠組みを前提とした上で、個人援助に関する研究を行ってきており、それ以外の形態の財政援助に関する研究はまったくといってよいほど進展していない。

### (2)FIPSE型援助

このように、アメリカ連邦政府による高等教育への関与をめぐっては、個人援助に焦点が当てられてきた。

そのようななかで、アメリカ連邦政府の一組織である中等後教育改善基金（以下、FIPSE）は、1972年の創設以降、教育機関等の開発した教育プログラムへの財政援助、つまりFIPSE型援助を一貫して行ってきたのである。財政援助の実施にあたり、教育機関等がFIPSEに申請書を提出する際には、あらかじめ各教育機関と州政府の間で調整しておくことが、また、申請書の提出後は、FIPSEと州政府の間で連絡調整を図ることが、それぞれ求められていた。

ここからは、財政援助をめぐるアメリカ連邦政府、州政府そして各教育機関間の権限関係を考察していく上で、アメリカ連邦政府によるFIPSE型援助という、新たな関与の形態からみた政府間関係に関する研究の必要性が示唆されているといえよう。

FIPSEに関する先行研究がほとんどみられないなかで、研究代表者はこれまで、FIPSEの成立過程を明らかにしてきた。しかし、そこにおいては、創設期のFIPSEと州政府との関係を規定した法令の概要を指摘するにとどまり、その規定が定められた経緯やその後の展開過程を明らかにするには至っていない。

## 2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究では、FIPSEと州政府との関係においてFIPSEがどのよ

うな役割を果たしていたのか、その意義と限界を明らかにすることを目的とする。そのために、次のような研究課題を設定した。

### (1)1972年教育改正法の分析

FIPSEと州政府の関係がどのように規定化されたのかを検討するために、1972年教育改正法の制定過程を分析する。

具体的には、州政府の一組織である「州委員会」に関する1972年教育改正法第1202条と、FIPSEと「州委員会」の関係に関する同法第404条(b)をめぐって、第1に、1971年の第92期連邦議会における上院及び下院の法案の制定過程を検討すること、第2に1972年の第92期連邦議会の両院協議会において、上院と下院の法案がどのように調整されたのかを分析する。

### (2)FIPSEと「州委員会」との関係の変容に関する検討

1972年教育改正法によってFIPSEと「州委員会」の関係が規定化された後、その関係がどのように変容したのかを検討する。

具体的には、第1に、1972年教育改正法が成立した後に、FIPSEと「州委員会」の関係がどのように形成されたのかを検討し、第2に、1980年教育改正法の制定過程において、どのような議論がなされたのかを分析し、第3に、1980年教育改正法の成立後から1992年改正高等教育法の制定に至るまでの動向を検討する。

## 3. 研究の方法

基本的に資料の分析が研究の中心となる。本研究期間中に調査した図書館等は次の通りである。

- ・国立国会図書館
- ・アメリカ連邦議会図書館
- ・中等後教育改善基金

これらの図書館等で収集した資料から得られた知見を補足するために、現地において、FIPSE関係者や、現在FIPSEに勤務している関係者を対象としてインタビュー調査を実施した。これらのインタビュー調査によって、収集した資料では明らかにならなかった情報を補うことができた。

## 4. 研究成果

研究期間内に行った本研究の成果は、以下の2項目に整理することができる。

### (1)1972年教育改正法の制定過程

ここでの分析結果は、次の4点にまとめることができる。

#### 第404条(b)の規定化

第404条(b)は当初、上院及び下院の法案のいずれにも定められていなかった。下院の法案に至っては、そもそもFIPSEに関する規

定自体が設けられていなかったのである。これらのことから明らかなように、第 92 期連邦議会当初、FIPSE と州政府の関係は全くといってよいほど重視されていなかった。

しかし、上院と下院の法案の違いを調整するために開催された両院協議会で初めて FIPSE と州政府の関係に関する条文が設けられ、1972 年教育改正法で正式に制度化されたのである。

#### 「州委員会」の役割

上院の法案では、この委員会の役割として、アメリカ連邦政府による補助金プログラムの管理運営、州内の中等後教育に関する調査の実施と記録表の作成、中等後教育のシステムに関する総合計画の実施が規定されていた。

一方、下院の法案においては、州内の中等後教育に関する調査の実施と記録表の作成、中等後教育システムに関する総合計画の実施が挙げられていた。

このように、補助金プログラムの管理運営を除けば、上院及び下院の法案で同様であった「州委員会」の役割は、両院協議会を経て、州内の中等後教育システムに関する総合計画の策定・実施とコミュニティカレッジに関する連邦プログラムの管理運営に明確化されたのである。

#### 申請書のコピーの「州委員会」への送付

FIPSE が教育機関等から提出された申請書のコピーを「州委員会」に送付することを規定した第 404 条(b)は、両院協議会で初めて規定されたものであった。ただ、同条が何らの文脈もなしに新設されたとは考えにくい。

そこで、両院協議会の修正法案で取り上げられていたコミュニティカレッジに関する規定第 1016 条に着目していく。両院協議会以前、上院の法案では、連邦補助金の受給を目的としてコミュニティカレッジからアメリカ連邦政府に提出された申請書の内容は、州政府のコミュニティカレッジに関する計画と調和したものであるべきとされていた。この条文は、個々のコミュニティカレッジの方針と州政府の計画にずれが生じないようにコミュニティカレッジに求めたものであり、両院協議会でもそのまま採り入れられ、1972 年教育改正法で法制化されている。

一方、FIPSE の原案である全米高等教育財団をめぐっては、上院の法案の第 403 条で連邦補助金を求めてコミュニティカレッジを含む教育機関から同財団に申請がなされること等が記載されていた。

このようにこれらの規定間には、アメリカ連邦政府への補助金申請の基本的なあり方と、申請することのできる教育機関という 2 つの点で共通性がみられる。それにもかかわらず、全米高等教育財団に関しては、教育機関等の教育改善に関する方針と、「州委員会」の役割である州の中等後教育に関する総合計画との調和を求める規定は一切設けられていなかった。つまり、連邦政府と州政府の

関係をめぐって、コミュニティカレッジに関する第 1016 条と、FIPSE と「州委員会」に関する第 403 条の間には齟齬が生じていたのである。そこで両院協議会において、このような齟齬を解消し、整合性を図るために第 404 条(b)が定められたと推察される。

#### 「州委員会」の役割

この委員会の役割については、両院協議会を経た後に、第 1202 条及び第 1203 条において、州内の中等後教育システムに関する総合計画の策定・実施とコミュニティカレッジに関する連邦プログラムの管理運営という役割が与えられた。

ただ、第 404 条(b)が設けられたことで、「州委員会」には、FIPSE との関係性をめぐって、州内の教育機関等がどのような教育方針を有しているのかをあらかじめチェックし、その上で連邦政府・保健教育福祉省長官にコメントや推薦を行う役割が新たに付与されたのである。これは、「州委員会」が中等後教育に関する総合計画を策定し、実行していく際の事前確認という機能を果たす点で、総合計画の策定・実施に関する補完的な役割が第 404 条(b)によって追加されたといえる。

#### (2)FIPSE と「州委員会」の関係の変容

ここでの分析結果は、次の 3 点にまとめることができる。

##### 1972 年教育改正法成立後の動向

1972 年教育改正法の成立後、FIPSE と「州委員会」の関係が法制的のみならず実態的にも機能していたことが指摘できる。

1972 年教育改正法第 404 条(b)では、同法第 1202 条に根拠を有する「州委員会」に対して申請書を送付し、コメントや推薦を求めることが FIPSE に義務づけられていたけれども、「州委員会」には FIPSE に対してコメントや推薦を提出することが義務づけられていなかった。また、「州委員会」については、FIPSE 創設から 2 年弱後になってようやく予算歳出の目処がついたということもあって、1974 会計年度に全ての州ではなく、43 州等で州委員会が創設あるいは指定されたにとどまった。

このように、FIPSE にとって、「州委員会」との関係を構築することが容易ではなかった状況のなかで、FIPSE から「州委員会」に送付された申請書のうち、約 8 割の申請書に関して FIPSE にコメントや推薦が提出されていたことを考慮すると、FIPSE と「州委員会」の関係は、1972 年教育改正法で規定された法制度上の関係にとどまらず、実態的にも機能していたと指摘することができる。

##### 1980 年教育改正法における関係

1980 年教育改正法において、「州委員会」の規定は修正されたものの、FIPSE と「州委員会」の関係に関する規定自体に根本的な変更は加えられなかったということが指摘できる。

「州委員会」に関する下院の公聴会では第

1202条や第1203条の見直しを求める証言がなされたこともあって、これらの規定が1980年教育改正法で修正された。

一方、FIPSEと「州委員会」の関係については、アメリカ連邦政府と州政府の調整機能が欠如していたことにより、州法で認められていないような教育活動をアメリカ連邦政府が是認してしまった事例の1つとしてFIPSEの支援した教育機関が下院の公聴会で取り上げられていた。しかし、同公聴会では、FIPSEと「州委員会」の関係は十分に機能しているとの意見が出され、かつ、FIPSEと「州委員会」との関係についての規定の修正を要望する証言もなされなかったことから、FIPSEと「州委員会」との法制上の関係は引き続き維持されたのである。

#### 1992年改正高等教育法の制定

1992年改正高等教育法の制定によって、FIPSEと「州委員会」の関係が法制度上消滅したということが指摘できる。

前述のように、FIPSEから「州委員会」に申請書を送付することは義務づけられていたが、「州委員会」からFIPSEにコメントや推薦を提出することは義務ではなかった。

また、そもそもFIPSEは「州委員会」のコメントや推薦に関わりなく、意義のある申請内容であれば採択し、そうでなければ不採択にしていたとのことであった。このような事由によって、「州委員会」からFIPSEにコメントや推薦を提出することが次第に形骸化していったものと推察される。

そして1992年改正高等教育法の制定時には、FIPSEと「州委員会」の関係を規定した条文自体が削除され、これによって、FIPSEと「州委員会」との法制上の関係は消滅したのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

吉田武大「アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の形成 - 1972年教育改正法の制定過程の検討を通して - 」『関西国際大学紀要』第16号、2015年、145-158頁、査読無。

吉田武大「アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の変容 - 1972年から1992年まで - 」『関西国際大学紀要』第17号、2016年、157-166頁、査読無。

〔その他〕

なし

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

吉田 武大 (YOSHIDA TAKEHIRO)

関西国際大学・教育学部・准教授

研究者番号：70512846

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし